

[事案 28-270] 新契約無効請求

・平成 29 年 6 月 23 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 28-201]および [事案 28-271]の申立人と同一人である。

<事案の概要>

5 年経過後に払済終身保険に変更し、10 年据え置けば解約返戻金が既払込保険料を上回ることを前提として契約したが、そうではなかったなどと主張して、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

乗合代理店の募集人の勧誘を受け、平成 26 年 12 月に通増定期保険を契約したが、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約の内容は、ごく普通の主婦に勧めるようなものではない。
- (2) 払済終身保険に変更後、10 年据え置けば解約返戻金が既払込保険料を上回ると思っていたが、契約後に改定された保険料率によれば、10 年据え置いても既払込保険料に対する解約返戻金の割合は約 94%にしかならず、募集人からその説明を受けていない。
- (3) 商品のメリット、デメリットがどこにあるか良くわからない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約内容について、パンフレット、設計書をもとに、少なくとも 4 回以上、累計 10 時間以上かけて詳細に説明をしている。
- (2) 申立人から、万が一に備えた保障が欲しい、いつでも高返戻率の解約返戻金を受け取れるようにしておきたい、払込期間を短期間にしたいなどの要望があり、募集人は、これらの要望に適う商品として本契約を提案している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が申立人に本契約を勧めたこと自体が問題とは認められず、払済終身保険に変更後、既払込保険料に対する解約返戻金の割合が変動しないと申立人が誤解したとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。